1 法改正の概要

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律 (令和5年6月9日公布、国民健康保険法の一部を改正する規定は令和6年12月2日施行)
- ① 健康保険証の廃止
- ② 施行日時点で交付済みの保険証は、最大1年間は有効 (本市国保の保険証は、最大令和7年11月30日まで有効)
- ③ 上記有効期間経過後や令和6年12月2日以降の新規加入の際には、マイナンバーカードを取得し ていない方やマイナ保険証利用登録をしていない方などには「資格確認書」、マイナ保険証利用登録を している方には「資格情報のお知らせ」を交付(当分の間は職権交付)

2 医療機関等の受診方法

- (1) 令和6年12月2日以降が有効期限の紙の保険証をお持ちの方 保険証に記載の有効期限までは、引続き保険証を使用可能 ※有効期限到来後や保険証を紛失等した際は、以下の(2)、(3)を参照
- (2) マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方など 以下に該当する方は、別途交付する「資格確認書」を提示
 - ・マイナンバーカードを取得していない方
 - ・マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方
 - ・DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をしている方
 - ・マイナンバーカードを紛失した方や要配慮者など申請により交付される方 など
- (3) マイナンバーカードを健康保険証として利用登録している方 マイナ保険証を使用。マイナ保険証を利用できない医療機関等を受診する際には、別途交付する「資 格情報のお知らせ」をマイナンバーカードとあわせて提示
- ※「資格確認書」「資格情報のお知らせ」とも、令和6年12月2日以降に新規加入する方等には手続き の際、上記(1)の保険証をお持ちの方には有効期限到来の際に職権交付

●資格確認書(見本)

○○都道府県			有効期限	年	月	日
国民健康保険			発効期日	年	月	日
資格 確認書						
記号			番号			(枝番)
氏 名			性 别			
生 年 月 日	年	月	日	負担害	合	割
適用開始年月日	年	月	Ħ			
交付年月日	年	月	Ħ			
世帯主氏名						
住 所						
保険者番号						П
交付者名						印

サイズ:カード型

有効期間:1年

●資格情報のお知らせ(見本)

資格情報のお知らせ

(交付者名) (保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。 なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00	
氏名	•	佐藤 太	郎	
フリガナ		サトウ タロウ)	
負担割割	合(70歳以上のみ記載)	○割		
適用開始	始年月日	平成〇年	FO月O日	
交付年月日		令和〇年〇月〇日		

※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様) スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、 ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面 をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンを お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診い ただけます)。

> 下部を切り取ってご利用いただくこともできます (このお知らせのみでは受診できません)

> > 資格情報のお知らせ 令和〇年〇月〇日発行

(交付者名) (保険者番号) 記号 000 番号 00000000 (枝番) 00 氏名 佐藤 太郎 負担割合 ○割 (70歳以上のみ記載)

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

サイズ:A4

有効期間:70歳未満 なし

70歳以上 1年

特別療養 1年

3 国民健康保険税滞納者に対する取扱い

(1) 滞納者に対する保険証の運用

滞納期間	現行	令和6年12月2日以降
概ね半年から1年未満	短期保険証	廃止
1 年以上	資格証明書	資格確認書(特別療養)または 資格情報のお知らせ(特別療養)

(2) 特別療養費について

納付の勧奨、相談の機会の確保、厚労省令で定める納付に資する取組を行ってもなお、1年以上の滞納がある者に対して、資格確認書(特別療養)又は資格情報のお知らせ(特別療養)を交付する

【特別療養費とは】

特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたって保険料を滞納している世帯主に対して、医療機関で受診したときは、いったん医療費を全額(10割)支払っていただくもの。

後日、申請すると、一部負担金を差し引いた金額(保険給付分)を支給する。

4 特定健診の受診について

〇令和6年12月2日~令和7年3月31日【6年度】

	受診方法
令和6年12月2日以降が有効期限の紙の 保険証をお持ちの方	1. 有効期限内の紙保険証(6年度の受診券を兼ねています)
令和6年12月2日以降新規加入のうち、 マイナンバーカードを健康保険証 として登録している方	 マイナ保険証による資格確認 ※マイナ保険証を利用できない医療機関等で受診する際には、マイナンバーカードとあわせて「資格情報のお知らせ」の提示 別途発行する6年度の特定健診受診券
令和6年12月2日以降新規加入のうち、 マイナンバーカードを健康保険証 として登録していない方	1. 資格確認書による資格確認 2. 別途発行する6年度の特定健診受診券

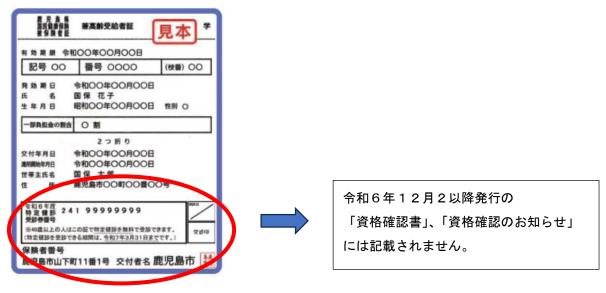
〇令和7年4月1日~令和7年11月30日【7年度】

	受診方法			
令和6年12月2日以降が有効期限の紙の 保険証をお持ちの方	1. 有効期限内の紙保険証			
	2. 別途発行する7年度の特定健診受診券			
令和6年12月2日以降新規加入のうち、 マイナンバーカードを健康保険証 として登録している方	1. マイナ保険証による資格確認 ※マイナ保険証を利用できない医療機関等で受診する際には、マイナンバーカードとあわせて「資格情報のお知らせ」の提示 2. 別途発行する7年度の特定健診受診券			
令和6年12月2日以降新規加入のうち、 マイナンバーカードを健康保険証 として登録していない方	1. 資格確認書による資格確認 2. 別途発行する7年度の特定健診受診券			

〇令和7年12月1日以降

	受診方法
マイナンバーカードを健康保険証として登録している方	1. マイナ保険証による資格確認 ※マイナ保険証を利用できない医療機関等で受診する際には、マイナンバーカードとあわせて「資格情報のお知らせ」の提示
	2. 別途発行する当該年度の特定健診受診券
マイナンバーカードを健康保険証 として登録していない方	1. 資格確認書による資格確認
	2. 別途発行する当該年度の特定健診受診券

●現在の特定健診受診券(保険証と一体)



●令和6年12月2日以降発行予定の特定健診受診券(イメージ)

